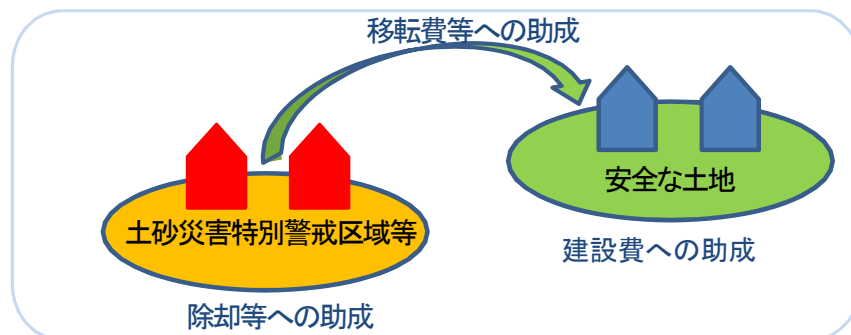


下関市内の土砂災害特別警戒区域等内における 住宅等の移転・除却や改修の補助を行っています

①危険住宅の移転・除却の補助(移転事業)のイメージ

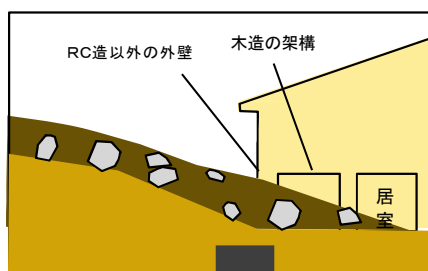


補助金の額(最大)

- ・ 除却等に要する費用（解体等の費用） 33,000円/㎡（木造）
47,000円/㎡（非木造）
 - ・ 動産移転費 97万5千円
 - ・ 住宅の建設、購入及び改修のため金融機関等から借り入れた場合の利息相当額 421万円
- ※詳細は裏面をご覧ください

②居室を有する建築物の改修の補助(改修事業)のイメージ

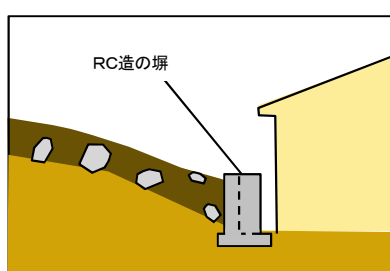
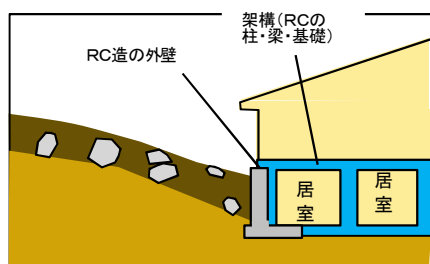
土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



補助金の額(最大)

- ・ 土砂災害対策改修に要する費用（工事費用） 77万2千円
- ※詳細は裏面をご覧ください

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



●補助金の申請の前に事前相談が必要です

事前相談や補助金の申請前に行った移転・除却や改修は補助の対象になりませんので、ご注意ください。

本補助金は、前年度の事前相談が必要です。詳しくはお問合せください。

下関市 建設部 住宅政策課
電話 083-231-1941

下関市内の土砂災害特別警戒区域等内における 住宅等の移転・除却や改修の補助の概要

●補助の対象となる区域(下関市内)

区域の種類	移転事業	改修事業
擁壁を設けなければならない区域等	○	—
土砂災害特別警戒区域	○	○

●補助金の対象となる建築物

移転事業	個人が所有し、かつ、居住している危険住宅（対象となる区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったものをいいます。） ※貸家、法人所有の住宅は対象外です。
改修事業	個人が所有し、かつ、居住している居室を有する建築物（土砂災害特別警戒区域内に存する居室を有する建築物で、当該区域に指定される前に建築されたもの等をいいます。） ※貸家、法人所有の住宅は対象外です。

●補助金の対象経費及び額

	補助対象経費の内容	補助金の額
移転事業 (除却)	危険住宅の除却等に要する工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 除却に伴う動産移転費	1戸当たり33,000円/㎡（木造）、47,000円/㎡（非木造）を限度とします。 1戸当たり975千円を限度とします。
移転事業 (移転)	危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）又は改修をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とします。）に相当する額の費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ※住宅の新築は原則省エネ基準への適合が補助要件となります。	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とします。ただし、特殊土壌地帯及び保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とします。
改修事業	3,357千円を限度とする土砂災害対策改修に係る工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	土砂災害対策改修に係る工事費に23%を乗じた額とし、一棟当たり772千円を限度とします。